

分野名	改革の理念(考え方)
社会資本整備	公共投資の硬直性を打破し、豊かな国民生活や力強い経済活動の基盤となる、効果の大きい社会資本を効率的に整備する仕組みを確立すること。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	<p>(効率性・透明性の追求)</p> <p>○事業評価について、費用対効果分析等の公共事業の評価手法を向上させるため、公共事業評価システム研究会を早期に設置する。</p> <p>○電子入札について、直轄事業に関し、9月中旬に準備を整え、10月から運用を開始し、平成13年度内に約100件の実施を目指す。</p> <p>○ETC(ノンストップ自動料金支払いシステム)、パーク&ライド駐車場、UTMS(新交通管理システム)などを活用した交通需要マネジメントによる渋滞削減など既存ストック有効活用施策を積極的に推進する。</p> <p>○新規観光創出のための高速道路料金スーパー割引を導入する。</p> <p>○農林水産公共事業の抜本的改革。</p> <p>・限度工期の設定等、事業実施方式の抜本的な改革に着手する。</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省 警察庁</p> <p>国土交通省 農林水産省</p>
II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(I)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	<p>(硬直性の打破)</p> <p>○道路等の特定財源について、平成14年度予算編成過程等を通じ見直しを行う。</p> <p>○「公共事業」と「非公共事業」の区分にとらわれない予算配分を行う。</p> <p>○大規模ダム事業、地方港湾、地方空港等の事業分野について、例えば、以下のように重点的に見直し検討を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の都市開発事業について既成市街地の事業に重点をシフトする。 ・大規模ダム事業は、実施計画調査の新規着手を凍結。事業中のダムは水需要の必要性等を厳正に吟味して事業を峻別する。 ・公営住宅等整備につき、民間借上げ、リフォーム等で既存ストックを最大限活用する。 ・新たな地方港湾整備、地方空港新設(離島を除く)を抑制する。 <p>○特殊法人等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等が行う公共事業を厳しく見直す。</p> <p>○食料の安定供給、自然環境の保全等、農林水産業政策の目的に照らし、費用対効果の観点を踏まえ、公共事業から公共事業以外の政策手段へシフトを図る。</p> <p>(重点的推進分野)</p> <p>○真に必要とされる社会資本を重点的に整備していくため、「基本方針」の7分野に重点的な事業実施を図る。</p> <p>(効率性・透明性の追求)</p> <p>○公共賃貸住宅、コンテナターミナル、中央官庁施設、公務員宿舎の整備に当って、民間の資金・能力の積極活用の観点から、PFI方式等の活用を図る。</p> <p>○新規採択時の事業評価について、個別箇所で予算内示される事業については、政府予算案の閣議決定時にその評価結果等を的確に公表する。(その他の事業については、14年度予算の実施計画が承認された後に公表。)</p> <p>○事業採択後に長期継続中等の800以上の事業を再評価し、進捗の見込みのないもの等は中止その他の措置を的確に実施する。</p> <p>○公共工事のコスト縮減を図るため、直接的な工事コスト低減に加え、「時間的コスト」、「ライフサイクルコスト」、「社会的コスト」の低減等を基本的視点として、公共工事に関する「総合的コスト縮減」を推進する。</p> <p>○非かんがい期において都市部にも及ぶ農業水路への通水により地域の水辺環境の再生を推進するなど既存ストックの有効活用を推進する。</p> <p>(経済・財政との整合性)</p>	<p>国土交通省</p> <p>財務省 国土交通省</p> <p>公共投資関係省庁 農林水産省</p> <p>公共投資関係省庁</p> <p>国土交通省 財務省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省 農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

	○国の歳出全体が聖域なく見直される中で、社会資本整備関係の予算についても、概算要求基準に従い全体を見直す。	国土交通省
(B)法改正		
②その他で措置	<p>(硬直性の打破)</p> <p>○地域間の予算配分が合理的なものとなるよう弾力的な配分を実施する。</p> <p>○公共投資基本計画については、年内を目途に策定する中期的な経済財政計画を踏まえ、その必要性を含め見直しを進める。</p> <p>○各種長期計画のあり方について、その必要性を含め総合的に検討する。漁港漁場整備長期計画については、年内に基本的な結論を得る。</p> <p>(効率性・透明性の追求)</p> <p>○類似事業間の調整等に関する取組みを一層強化するため、新たに「事業調整推進会議(仮称)」を設置する。</p> <p>○污水处理施設の整備について、経済性効率性等の観点からその分担を見直し、連携を図る。</p> <p>○入札時における競争性の向上に向け、多様な入札契約方式の試行の拡大を図るとともに、その試行結果について評価を行う。</p> <p>○不良不適格業者の排除や適正な施工の確保等の観点に配慮しつつ、指名競争入札を見直すとともに、一般競争入札の拡大に努める。</p> <p>○事業実施方式を抜本的に改革する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択後3年が経過して着工見込みのない地区は中止するルールを新たに設定。 ・平成14年度の新規採択総事業費を縮減。 ・農家の労力提供等による低コスト整備の実施。 ・事業計画や基準を事前に公表し、国民の意見を聴取。 ・事業再評価や入札契約情報をホームページで公開。 	<p>国土交通省 内閣府</p> <p>国土交通省 農林水産省 環境省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省 農林水産省 環境省</p> <p>国土交通省</p> <p>公共投資関係省庁 総務省 農林水産省</p>
(2)14年度中に措置	<p>(硬直性の打破)</p> <p>○大規模ダム事業、地方港湾、地方空港等の事業分野について、引き続き、重点的に見直し検討を実施する。</p> <p>(国と地方)</p> <p>○公共事業費の地方負担及び地方単独事業について、事業費補正等(地方債の元利償還等を指標として各地方公共団体の現実の事業量の大小を基準財政需要額の策定に反映する仕組み)を適用する範囲・程度を縮小し、標準事業費方式による算定の比重を高める方向で見直す。</p> <p>(効率性・透明性の向上)</p> <p>○収用全体的信頼性の向上と迅速化を図るために第151回国会で成立した改正土地収用法の施行を行う。</p> <p>○多様な入札方式の試行を踏まえ、工事の種類、規模、地域特性等を踏まえた本格的実施に向け、指針等の作成等を行う。</p> <p>○住民参加型の手法の活用について、構想・計画段階における幅広い意見反映のための手法に関して、事業特性に応じた情報公開や住民参加など、運用面での整合性確保のためのガイドラインの早期の整備を図る。</p> <p>○既存ダムの徹底活用による治水・利水機能向上等既存ストック有効活用を推進する。</p>	<p>国土交通省</p> <p>総務省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
(3)15年度以降に措置	<p>(硬直性の打破)</p> <p>○大規模ダム事業、地方港湾、地方空港等の事業分野について、引き続き、重点的に見直し検討を実施する。</p> <p>(効率性・透明性の向上)</p> <p>○電子入札について、直轄事業に関し、一年前倒して平成15年度中に全面導入する。</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
備考	上記の各省の取組に準じ、その他の公共投資関係省庁も改革に取り組むこととする。	

分野名	改革の理念(考え方)
社会保障	持続可能で安心できる社会保障制度の再構築

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	(介護) ○ゴールドプラン21に基づく介護サービスの整備を推進する。 (子育て支援) ○保育所分園設置を促進する。 ○設置主体制限の撤廃、設置基準の緩和など、規制緩和措置の徹底を図る。	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
II 臨時国会で措置	(共通) ○育児休業等を取得した者への福祉の増進を図るため、「育児介護休業法」の改正法案の早期成立を期する。 (介護) ○ケアハウスについて、設置主体を民間企業等に拡大し、PFI等を活用した公設民営型による整備を促進する。 (子育て支援) ○保育所を中心に、平成14年度中に5万人、さらに、平成16年度までに10万人、計15万人の児童受入れ増を行うことができるよう、PFI等の活用による公設民営の推進等により、これに必要な施設整備を早急に進める。 ○多機能保育所の整備をはじめ、保育サービスの多様化を促進する。 ○大都市周辺部を中心に放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として15,000か所とすることができるよう、これに必要な放課後児童クラブの施設整備を早急に進める。	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
III 10月以降に措置(IIを除く)	○年金制度については、就労形態の多様化等に対応した制度設計の見直し、年金税制の見直し等「基本方針」の「今後の検討課題」を中心に具体的な検討を進める。 ○公平で総合的にみて基本的な保障が確保される制度の確立並びに制度運営の効率化等のため、機能分担の見直し、重複給付の是正、保険料徴収の効率化等を中心に、年金、介護、医療、雇用等の社会保障制度及び運営について計画的に見直しを進める。 ○パート労働、派遣労働に対する社会保障制度の適用を拡大するとともに、ポータビリティを容易にするなど中立性を高めセーフティネットの機能を強化する。 ○「待機児童ゼロ作戦」、「放課後児童の受入れ体制の整備」に係る施策の監視を行う。 ○年金個人情報の提供を充実させる。	厚生労働省 財務省 厚生労働省 厚生労働省 内閣府(男女共同参画会議) 厚生労働省
(I)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	(医療) ○IT化による医療提供体制の整備。 ・根拠に基づく医療(EBM)を実践するため、インターネット等により最新の医学情報を医療従事者・患者に提供するデータベースを整備する。 ・電子カルテ等を用いた保健医療情報システムを整備する。 ・レセプトのオンライン請求等の試験事業を実施する。 (年金) ○未納対策を強化する(納付窓口拡大、口座振替推進、郵便局での自動振替の全国展開、催告状・電話による納付督促の徹底・強化)。 (介護) ○介護サービスの供給体制を整備推進する。 ・ケアハウスについては、設置主体を民間企業等に拡大し、PFI等を活用した公設民営型による整備を促進する。 (子育て支援) ○保育所待機児童ゼロ作戦を推進する。	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 文部科学省

	<ul style="list-style-type: none"> ・約5万人の受入れ増に対応する保育所運営費。 ・保育所緊急整備。 ・保育所について、PFI等を活用した公設民営型保育所の施設整備の補助対象化。 ・送迎保育ステーションや駅前保育施設の整備。 ・幼稚園における預かり保育の推進。 <p>○放課後児童の受入れ体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブへの運営費補助対象の拡大、土日開設クラブへの補助加算。 ・子ども放課後・週末活動支援体制の整備。 <p>○仕事と家庭の両立支援対策の推進。</p> <p>○子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化のための支援を強化する。</p>	<p>厚生労働省 文部科学省</p> <p>厚生労働省 文部科学省 厚生労働省</p>
(B)法改正	<p>(医療)</p> <p>○医療制度改革に係る厚生労働省試案を踏まえ議論を進め、改革案を決定し、改革関連法案を提出する。</p>	厚生労働省
②その他で措置	<p>(共通)</p> <p>○諸外国における「社会保障個人会計(仮称)」類似の制度、社会保障番号制度に関する調査を行い、e-governmentのフロントランナーとして導入の具体化を図る。</p> <p>(医療)</p> <p>「医療サービス効率化プログラム」の具体的内容として、以下の事項を実施。更に、医療制度改革に係る厚生労働省試案を踏まえ議論を深め、具体策を実施していく。</p> <p>○保険者自らが審査支払を行うことを可能とすることにより、審査への民間参入を拡大する。</p> <p>○社会保険診療報酬支払基金の審査業務の在り方を見直す(13年度より順次実施)。</p> <p>○電子的手法によるレセプト提出を限定している省令の廃止。</p> <p>○医業経営の近代化・効率化について検討を速やかに開始し、結論を得る。</p> <p>○医療機関の広告及び情報提供に係る規制の見直し。</p> <p>○診療報酬体系の見直しについて検討・結論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括払い・定額払いの拡大等支払方式の見直し。 ・医療技術の進歩等に対応した特定療養費制度による保険診療と自由診療の併用の拡大。 <p>○医療情報化のための戦略的グランドデザイン(電子カルテ、レセプトの電算化等のための具体的な普及目標、期限、普及方策(関係機関との間の相互連携を含む。)等を明示したアクションプラン)の策定。</p> <p>(年金)</p> <p>○確定拠出年金法の円滑な施行・普及を図る(平成13年10月1日施行)。</p> <p>(介護)</p> <p>○PFIを活用した公設民営型ケアハウスの施設整備のスキームを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFIを活用した公設民営方式によるケアハウスの整備の具体的手続き(ケアハウスPFI実施マニュアルの作成)の検討を早急に開始(速やかに作成)。 <p>○官民資産を活用し、利用者負担を原則とする中所得者向け「安心ハウス構想」(高齢者用施設で質の高いケアサービスを受けられる。)を民間主体の多様なビジネスモデル(老人デイサービス併設型、公営住宅活用型、高齢者向け優良賃貸住宅活用型、民有地活用型)で構築(13年度中)、その普及を図る(14年度中)。</p> <p>(子育て支援)</p> <p>○保育所待機児童ゼロ作戦を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFIを活用した公設民営方式による保育所整備の具体的手続き(保育所PFI実施マニュアルの作成)の検討(速やかに作成)。 <p>○保育に関する情報提供強化、保育サービスの第三者評価の推進を行う。</p> <p>○民間の資産を利用した複数企業によるネットワーク型の保育施設の普及を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省 厚生労働省</p> <p>厚生労働省 厚生労働省</p> <p>厚生労働省 厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省 国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省 厚生労働省</p>

	○放課後児童クラブの拡充を図るため、保護者からの徴収金や地域の人材の活用を含め、国基準を地方公共団体に周知・徹底する。	厚生労働省
(2)14年度中に措置	(年金) ○確定給付企業年金法の円滑な施行・普及を図る(平成14年4月1日施行)。 ○保険料半額免除制度を導入する(平成14年4月1日施行)。	厚生労働省 厚生労働省
(3)15年度以降に措置		
備 考		

分野名	改革の理念(考え方)
自立した国・地方関係の確立	「均衡ある発展」の本来の考え方を活かすために、「個性ある地域の発展」、「知恵と工夫の競争による活性化」を重視する方向へと転換し、「自助と自律の精神」のもとで自立した国・地方関係を確立する。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	<p>○各省庁の連携施策をとりまとめた「市町村合併支援プラン」を策定済み。</p> <p>○「基本方針」を踏まえ、地方歳出に対する国の関与・縮減等を各省庁に対し申し入れた。(8月実施済)</p> <p>○平成13年度普通交付税の算定において、「基本方針」の趣旨を踏まえ、段階補正等について算定の簡素合理化の観点から見直した。(7月実施済、平成14年度以降も引き続き見直し)</p> <p>○課税団体である都道府県と連携しつつ、経済界等とより具体的な議論を深めるなど、各方面の意見を聞きながら、外形標準課税に対する理解を求めめるための取組みを進める。</p>	<p>総務省 市町村合併支援本部及び支援施策関係府省</p> <p>総務省 関係府省 総務省</p> <p>総務省 財務省 税制調査会</p>
II 臨時国会で措置	○「地方自治法等の一部を改正する法律案」(継続審議中)の成立により、合併協議会設置に係る住民発議制度の拡充及び住民投票制度の導入並びに税制上の特例措置の拡充を実施する。	総務省
III 10月以降に措置(IIを除く)	○地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税の充実確保を図ることが重要である。その一環として、地方分権改革推進会議における事務事業のあり方及び税財源配分のあり方に関する調査審議を踏まえながら、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方を見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる。	地方分権改革推進会議 総務省 財務省 税制調査会
(1)14年3月までに措置	○法人事業税の外形標準課税について、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえるとともに、景気の状態等も勘案しつつ、平成14年度税制改正に向け、各方面の意見を聞きながら、課税の仕組み等について検討。	総務省 財務省 税制調査会
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	○地方財政計画の歳出について、徹底した見直しと重点的な配分によって計画規模を抑制することにより、地方財源不足額の圧縮・借入金の抑制を図る。 ○「市町村合併支援プラン」の各種事業を実施。	総務省 財務省 関係府省 総務省 関係府省
(B)法改正	○地方交付税法について所要の改正を行う。	総務省
②その他で措置	○平成13年度及び平成14年度以降において「市町村合併支援プラン」に盛り込まれた各省庁連携施策を実施し、平成17年3月の市町村合併特例法の期限までに市町村合併を強力に推進する。特に、平成13年10月以降に、重点的な広報・啓発を行う。 ○団体規模等に応じて仕事や責任を変える仕組み(例えば、人口30万以上の自治体にはより大きな仕事と責任を付与、小規模団体には仕事と責任を小さくし、都道府県が肩代わり等)について、第27次地方制度調査会において、その実現を目指し検討する。	総務省 関係府省 内閣府 総務省 地方制度調査会

	<p>○国と地方の役割分担に応じた事務及び事業の在り方等についての調査審議等 地方分権改革推進会議において、当面、事務事業の在り方から重点的に審議することとし、各省庁等からヒアリング。年内に、総括的な問題点や今後の重点審議事項についての中間整理を行い、「論点整理結果」をとりまとめる。</p> <p>○地方歳出に対する国の関与の廃止・縮小について、地方分権改革推進会議における調査審議の状況等も踏まえ、関係府省間で調整する。</p> <p>○地方交付税算定における段階補正の見直しや、事業費補正等を適用する範囲・程度の縮小について具体案を策定。また、税收確保努力へのインセンティブ強化のため、留保財源率の見直しを検討。</p> <p>○地方交付税の見直しについて地方財政審議会の意見の聴取 ○国庫補助負担金について、地方の裁量を高める仕組みの拡充を検討する。</p> <p>○地方公営企業への民間的経営手法の導入について、地方公共団体の取組みを要請する。</p>	<p>総務省 国庫補助負担金・地方歳出に関する法令等関係府省 地方分権改革推進会議 関係府省</p> <p>総務省 公共投資関係府省 総務省 総務省 財務省 関係府省 総務省</p>
(2)14年度中に措置	<p>○地方交付税の見直しについて上記具体案に基づき措置 ○地域で社会事業を担うNPOの支援強化</p>	<p>総務省 関係府省</p>
(3)15年度以降に措置		
備考		

分野名	改革の理念(考え方)
地域に密着した産業の活性化等	意欲と能力ある経営体に政策を集中し、食料自給率向上を図りつつ、農林水産業の構造改革を推進する。また、地方活性化とあわせ、都市と農山漁村の共生と対流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ「美しい日本」の維持、創造を目指す。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	<p>[農業構造改革を通じた食料システムの構築]</p> <p>①創意工夫を活かした農業経営の展開 ・水田農業の構造改革の観点から生産調整の方法、備蓄水準、食糧法のあり方等を含め米の生産流通システムの抜本的見直しに着手する。 ・全農家への一律政策を止め、意欲と能力ある経営体への政策の集中化について方針を取りまとめる。 ・農業法人、アグリビジネス分野での新規雇用を創出するとともに、経営改善に取り組む農業者への資金融通の円滑化を図る。</p> <p>②消費者の視点に立った安全・安心な食料の供給 ・「卸売市場」の競争力強化に向けて検討に着手する。</p> <p>③経営規模拡大等の促進 ・経営所得安定対策の検討指針を取りまとめる。検討に当たっては、国民的理解が得られることを基本に、真の担い手育成に資する必要最小限のものとする。</p> <p>④セーフガードを要しない国内産地の競争力強化 ・野菜等の生産流通合理化・消費改革対策を推進する。</p> <p>⑤世界の食料安全保障への貢献 ・我が国を含む世界の食料安全保障の確保等に向け、WTO農業交渉への取組を進める。</p> <p>[都市と農山漁村の「人・もの・情報」の共生・対流](美しい日本の維持・創造)</p> <p>⑥むらづくり維新の推進 ・共生・対流の視点から農山村振興策を検討する。</p> <p>⑦農林水産公共事業の抜本的改革 ・限度工期の設定など実施方式の抜本改革に着手する。 ・諫早湾干拓事業について、「環境創造型事業」への転換に向けた先駆的な取組みとして、総合的な検討に着手する。</p> <p>[新たな森林・林業政策、水産政策への転換]</p> <p>⑧地球環境保全の視点に立った森林・林業政策 ・森林整備の実施による緊急雇用対策を行うとともに、木材産業の経営革新に向けた取組を推進する。</p> <p>⑨資源管理を基本とした水産政策の展開 ・経営改善・合理化に向けた政策を検討する。</p> <p>[環境等21世紀の政策課題の重点的推進]</p> <p>⑩「基本方針」重点7分野への積極的な取組 ・食品リサイクル関連プロジェクト(ゴミゼロ)を策定する。</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省 外務省 経済産業省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)	<p>・米の生産流通システムの抜本的見直しによる水田農業の構造改革を11月を目途に具体化する。</p> <p>・民間の資本参加を進め、農業経営の株式会社化などにより、農業の構造改革を早急に具体化する。</p>	
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	・公共事業から公共事業以外の政策手段へのシフト。	農林水産省

	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用集積、農業経営法人化等、地域農業構造改革緊急対策を実施する。(①) ・生産情報の食卓への提供を行う。(②) ・経営所得安定対策の具体化検討のための調査を実施する。(③) ・野菜等の構造改革対策を集中的に実施する。(④) ・各省連携によるむらづくり維新を実施する。(⑥) ・公共事業の環境創造型事業への質的転換を図る。(⑦) ・水土保全、人との共生、資源の循環利用の3機能に応じて森林整備事業を再編するとともに、林業及び木材産業の構造対策を推進する。(⑧) ・水産業の経営構造の改善を促進する。(⑨) <p>[環境等21世紀の政策課題の重点的推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むらづくり維新の推進。ITを活用した農林水産業等の効率化・活性化を図る。(⑩) 	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省</p>
(B)法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成のための金融支援等関係法案を提出する。(①) ・野菜の生産流通合理化等のための法改正案を提出する。(④) ・水産基本法の制定等を踏まえ、所要の法改正案を提出する。(⑨) 	<p>農林水産省 財務省</p> <p>農林水産省 農林水産省</p>
②その他で措置	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産公共事業を抜本的に改革する。(⑦) <p>(継続地区の再評価の強化、新規採択の抑制、農家の労力提供等による低コスト化、事業計画等の事前公表・意見聴取、事業再評価・入札契約の情報をホームページで公開、電子入札システムの構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな「森林・林業基本計画」を策定する。(10月⑧) ・新たな「水産基本計画」を策定する。(13年度⑨) 	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省 農林水産省</p>
(2)14年度中に措置		
(3)15年度以降に措置		
備 考		

分野名	改革の理念(考え方)
政策プロセスの改革	<p>中期的な経済財政計画 経済財政の中長期的なビジョンを示し、それと整合的な形で、毎年の経済運営や予算のあり方を決定していく。このため、中期的な経済財政計画を策定する。また、その策定に当たっては、経済と財政の整合的な姿を描くとの観点から、多様な手段の一つとして財政も含むマクロ経済モデルを活用して検討を行う。</p> <p>新しい行政手法 行財政改革を推進し、納税の対価として公共サービスの提供を受ける国民の満足度の最大化を図るため、公共部門においても企業経営的な手法を導入し、より効率的で質の高い行政サービスの提供を目指す。</p>

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末まで措置	<p>○新しい行政手法については、行政改革大綱等既定の方針において定められているものについてはその推進を図るとともに、更に調査研究及びその結果に基づく検討を行う。10月以降は、こうした取組に加え、各界有識者・各府省等の協力を得て、調査研究を更に深めるほか、我が国行政への整合的・体系的な導入の在り方等についての検討を行う。</p> <p>○「地方行政NPM研究会」を発足させ、民間企業の経営理念・経営手法などの公的部門への導入について検討する。(地方)</p> <p>○重点7分野の要求について、経済財政諮問会議を始め、総合科学技術会議、IT戦略本部、都市再生本部など内閣に置かれる諸会議等が中心となって、総合的・横断的な観点から施策の調整を行い、メリハリのある予算を実現する。</p>	<p>総務省 財務省 関係府省</p> <p>総務省</p> <p>全省庁</p>
II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	○費用対効果分析の充実に加え、7分野の要求については民間需要・雇用創出効果を明確にし、それらの効果の高いものなどに予算配分をシフトする。	全省庁
(B)法改正		
②その他で措置	<p>○中期的な経済財政計画を策定する。また、その策定に資するよう経済と財政・社会保障の整合的な姿を描くためのマクロ経済モデルを開発する。</p> <p>○メリハリのある予算編成に向け、「基本方針」で示した医療保険制度等の重要な制度改革などについて、今後の予算編成の節目節目で関係大臣から報告を求め、経済財政諮問会議において審議する。</p> <p>○公共部門に企業経営的な手法を導入し、より効率的で質の高い行政サービスを提供するため、政策評価、公会計、予算・定員管理への対応などについて、計画的な実施に向けて具体的施策を明確にしていく。</p>	<p>内閣府 関係府省</p> <p>総務省 財務省 関係府省</p>
(2)14年度中に措置		
(3)15年度以降に措置		
備考		

分野名	改革の理念(考え方)
規制改革	規制改革は、供給主体間の競争やイノベーションを通じて、生活者・消費者に安価で質の高い多様な財・サービスを供給することを可能とするもの。また、ビジネスチャンスを拡大し、社会全体としての生産要素の最適配分を実現することによって経済を活性化するもの。

	具体的施策の内容	関係府省
I 9月末まで措置	○総合規制改革会議が7月にとりまとめた「重点6分野に関する中間とりまとめ」を踏まえつつ、関係府省、関係団体とさらなる規制改革について議論を継続。 ○総理指示を受けて、「重点6分野に関する中間とりまとめ」の指摘事項の前倒し実施を図る。	総合規制改革会議 総合規制改革会議 内閣府
II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算		
(B)法改正		
②その他で措置	○総合規制改革会議「重点6分野に関する中間とりまとめ」の内容の早期実現を図る。 ○工程表に盛り込まれなかった事項、新たな指摘及び重点6分野以外の分野も含めて総合規制改革会議において年内に意見を取りまとめ、年度内に「規制改革推進3か年計画」を改定。	総合規制改革会議 内閣府 総合規制改革会議 内閣府
(2)14年度中に措置		
(3)15年度以降に措置		
備考		